

○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和6年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

京都市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

平成26年度以降に、元請負として、国内の官公庁でのパソコンの賃貸借及び保守サービスの履行実績（開札日において履行中のものを含む。）を有すること。

(2) その他の参加資格

開札日時点において、プライバシーマーク制度（JIPDEC）付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準）または JIS Q27001 認証（日本工業規格）のいずれかを取得していること。

5 提出書類

(1) 入札時に提出する書類

特になし。

(2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア 履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

4(1)及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。なお、当局が発注した案件については、契約書（契約書を作成していない場合は決定通知書等）の表紙のみの写しでも可とする。

イ 4(2)を証する書類

6 その他

- (1) 本件は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、本市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができるものとする。また、本市がこの契約を解除した場合において、契約者は、本市が翌年度以降に支払いを予定していた賃借料を請求することはできない。

- (2) 仕様書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者がある場合には届出済みの受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載した書面（様式は問わないものとする。）を、令和6年9月18日（水）までに、契約会計課へ提出すること（FAX可。持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。
- (3) 管理者は、(2)による質問を受けたときは、令和6年9月24日（火）までに、回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。
- なお、(2)の質問期限後は、仕様書等に対する質問は受け付けない。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合